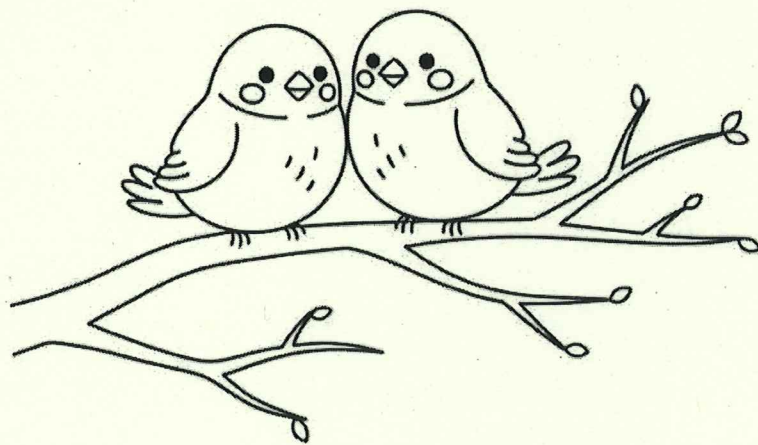


障害福祉サービス 利用の手引



令和7年11月
舞鶴市

障害福祉サービス利用の手引

目次

- ・どんなサービスがあるの？（障害福祉サービスの利用）・・・ 2 ページ
- ・サービス内容と市内の指定事業所・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- ・福祉サービス利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- ・日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
- ・障害福祉事業所のご紹介・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

こんな時、利用できるサービスは？

障害のある人の生活を支援するサービスを実施しています。

①自宅での生活を支援する（訪問系サービス）

こんな時		サービス名	掲載ページ
自宅で生活しているが、食事や排せつ、入浴、調理、掃除などを援助してほしい。	➡	居宅介護 (ホームヘルプ)	4
重度の障害がある人の、自宅での介護や外出の介助などを手伝ってほしい。	➡	重度訪問介護	4
重度の視覚障害があるので、外出や目的地での行動を支援してほしい。	➡	同行援護	5
知的障害または精神障害により行動面で著しい困難がある。安全に外出できるよう支援してほしい。	➡	行動援護	5
重度の肢体不自由や知的・精神障害等があり、居宅介護や通所、短期入所などのサービスを組み合わせて利用したい。	➡	重度障害者等包括支援	5

②昼間の活動を支援する（日中活動系サービス）

こんな時		サービス名	掲載ページ
介護する人が病気になったとき等に、短期間、施設に入所したい。	➡	短期入所 (ショートステイ)	5
常に医療的ケアが必要なため、病院等の施設で機能訓練や介護などの支援を受けたい。	➡	療養介護	6
日中どこかに通って創作活動や生産活動、食事や入浴、排せつの介護をしてほしい。	➡	生活介護	6

③地域での生活を支援する（居住支援系サービス）

こんな時		サービス名	掲載ページ
地域で共同生活を送る中で、生活上の相談や食事、入浴などの援助を受けたい	➡	共同生活援助 (グループホーム)	7
施設を退所したあとも安心して生活できるよう相談したいので、訪問してほしい。	➡	自立生活援助	7

④施設での生活を支援する（施設系サービス）

こんな時
自宅での生活が難しいため、施設に入所して介護や生活の支援を受けたい。



サービス名	掲載ページ
施設入所支援	7

⑤生活や就労に必要な能力の向上を支援する（訓練系・就労系サービス）

こんな時
身体機能の維持・回復や、日常生活や社会生活に必要な能力を向上させたい。
就労を目指して知識を身につけたい。訓練をしたい。
福祉施設を退所して一般企業に就職したが、仕事上の人間関係や体調、生活面に関する専門的な相談や支援を受けたい。
就労を希望しているが、どんな働き方や働き先がよいか知りたい。
一般企業での就労は難しいが、働く場が欲しい、一般就労に向けて訓練を受けたい。



サービス名	掲載ページ
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	8
就労移行支援	8
就労定着支援	8
就労選択支援	8
就労継続支援 A型・B型	9

⑥サービス利用や生活上の困りごとに対応する（相談系サービス）

こんな時
どの福祉サービスを、どのくらい使うのが良いのかを、一緒に考えてほしい。サービスを利用している間も、相談に乗ってほしい。
生活の困りごと、将来の不安など、様々なことについての相談に乗ってほしい。
入所施設や精神科病院等から退所・退院するときに、住む家を決めたり、手続きに同行したりしてほしい。
施設や病院から地域生活に移った後、緊急時などに常に連絡できるようにしてほしい。



サービス名	掲載ページ
計画相談支援	10
相談支援	10
地域移行支援	10
地域定着支援	10

サービス内容と指定事業所

●居宅介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助をします。

身体介護・・・利用者の身体に直接ふれて行う介助サービスなど
(例) 入浴・食事・排せつ等の介助、オムツ交換など

家事援助・・・利用者本人の日常生活の援助
(例) 掃除、洗濯、調理、買い物など

※サービス内容に含まれない事例

- ・家族など利用者以外の人に係る洗濯、掃除などの家事や来客の応接。
- ・草むしり、水やり、大掃除、家屋の修繕など日常生活に支障がなく日常の家事の範囲を超えるもの。

通院等介助・・・通院等または官公署への移動のための介助

《対象者》

障害支援区分が1以上である障害者・障害児

※通院等介助（身体介護を伴う）については別途定めるもの

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号 (FAX番号)
2612700035	ヘルパーステーションこひつじの苑舞鶴	安岡1076番地の2	62-6005 (62-5978)
2612700076	(福) 舞鶴市社会福祉協議会	余部下1167番地	62-7044 (62-7039)
2612700191	ヘルパーステーション真愛	上安中の脇1697番地36	75-1333 (75-1755)
2612700233	ホームヘルプまいづる	大波下小字滝ヶ浦202-56	66-7707 (64-0002)
2612700290	ニチイケアセンター舞鶴	喜多1105-1 舞鶴21ビル3F	78-9206 (78-9208)
2612700324	ケア・オフィス 舞夢	桑飼上小字深田1088番地1	83-0221 (83-0155)
2612700464	ホームヘルプみずなぎ	鹿原772番地の1	64-3766 (64-3658)
2612700506	ケア・オフィス 夢咲	引土小字河原田470番他	78-3131 (78-2233)

●重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

《対象者》

- ・重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者
- ・障害支援区分4以上であって、別途定めるもの

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号 (FAX番号)
2612700035	ヘルパーステーションこひつじの苑舞鶴	安岡1076番地の2	62-6005 (62-5978)
2612700076	(福) 舞鶴市社会福祉協議会	余部下1167番地	62-7044 (62-7039)
2612700191	ヘルパーステーション真愛	上安中の脇1697番地36	75-1333 (75-1755)
2612700233	ホームヘルプまいづる	大波下小字滝ヶ浦202-56	66-7707 (64-0002)
2612700324	ケア・オフィス 舞夢	桑飼上小字深田1088番地1	83-0221 (83-0155)
2612700464	ホームヘルプみずなぎ	鹿原772番地の1	64-3766 (64-3658)
2612700506	ケア・オフィス 夢咲	引土小字河原田470番他	78-3131 (78-2233)

●同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います

《対象者》

同行援護のアセスメント票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれ1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者
※身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の認定が必要

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700050	ひまわり	余部下1183番地の9	63-3008（62-9546）
2612700316	（株）メタルエッグ介護事業部あつぷる	小倉222番地の5	62-8377（62-7855）

●行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

《対象者》

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を要する障害で、常時介護を要する者。
障害支援区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者。

●重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

《対象者》

常時介護を有する障害者で、その介護の必要の程度が著しく高い者。区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者で、次の①か②に掲げる者。

①重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者

（ア）気管切開を伴う人工呼吸器の身体障害者

（イ）最重度知的障害者

②認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者

時々の利用者のニーズや介護者の状況等により、ホームヘルプサービスや短期入所、通所サービスを組み合わせて提供。

●短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《対象者》

障害支援区分が区分1以上である障害者・障害児

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700019	こひつじの苑舞鶴短期入所事業	安岡1076番地の2	62-6005（62-5978）
2612700027	障害者支援施設みずなぎ学園	丸田小字天神340番地	82-9510（82-9511）
2612700092	京都府立舞鶴こども療育センター	行永2410番地37	63-4865（63-4867）
2612700241	ショートステイまいづる	上安小字吉口1921	63-8040（63-8040）
2612700480	グループホームみずなぎ朝来	朝来中小字滝ヶ鼻815-8	66-7201（66-7202）
2612700514	グループ・ホーム 夢咲 短期入所	引土小字河原田470番他	78-3131（78-2233）

●療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

《対象者》

医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期入院による医療的ケアを要する者で次のいずれかに該当する者。

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行って
いる者であって、障害支援区分6
- ・筋ジストロフィー患者、重症心身障害者であって、障害支援区分5以上

※対象者の再確認が必要

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700092	京都府立舞鶴こども療育センター	行永2410番地37	63-4865（63-4867）

●生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

《対象者》

常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当。

- ①障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上
- ②50歳以上は区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700027	障害者支援施設みずなぎ学園 （施設入所支援併用）	丸田小字天神340番地	82-9510（82-9511）
2612700043	障害者支援施設こひつじの苑舞鶴 （一部施設入所支援併用）	安岡1076番地の2	62-6005（62-5978）
2612700050	生活介護「ぼーれぼーれ」	余部下1183番地の9	63-3008（62-9546）
2612700159	まいづる作業所	平小字前田409番地2	68-0600（68-0598）
2612700258	みずなぎ鹿原学園	鹿原209番地の3	63-5030（63-5094）
2612700266	みずなぎ高野学園	野村寺200の2	75-8800（75-8850）
2612700274	みずなぎ丸田学園	丸田小字天神375-1	82-9500（82-9501）
2612700365	みのりvillage	上福井1823番地	60-2083（60-1991）
2612700415	ほっこりステーション	小倉300番地71	77-8110（77-8108）
2612700456	まぐらゆり	真倉小字四十田319-12	60-4578（60-4578）
2612700498	デイ・サービス 夢咲	引土小字河原田470番 他	78-3131（78-2233）
2612700548	生活介護 もくよう海	福来880-1	75-3535（77-8980）
2612700555	多機能型生活介護もくもくケア	万願寺97-14 コーポ藤Ⅱ-101号	080-2412-5547 （77-5135）

●共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行います。

《対象者》

身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに順ずるものを利用したことがある者に限る）、もしくは知的障害・精神障害者。

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2622700017	グループホームいぶき	安岡1番2（他2ヶ所有）	66-2015（66-2015）
2622700041	グループホームまいづる	上安小字吉口1921（他2ヶ所有）	63-8040（63-8050）
2622700280	グループホーム溝尻	溝尻中町26番地4	62-3606（東舞鶴医誠会病院）
2622700421	ハウオリ	下福井1-29	78-9180（78-9190）
2622700439	グループホームみずなぎ朝来	朝来中小字滝ヶ鼻815-8	66-7201（66-7202）
2622700447	グループホームこひつじの苑舞鶴	田中町17番1	77-8805（77-8806）
2622700454	グループ・ホーム 夢咲	引土小字河原田470番他	78-3131（78-2233）
2622700462	さくらテラス	上安久81-1	75-5511（75-5515）
2622700470	わおん事業所舞鶴	吉野499番地7	090-1440-0374
2622700488	グループホームワンズロード舞鶴	大波下小字滝々浦202-31	080-7033-9698 （63-6366）
2622700496	グループホームあまて	引土687番地7	60-8499（60-4982）
2622700504	グループホームふわり	竹屋130-5	050-8888-3028

●自立生活援助

一人暮らしに必要な生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

《対象者》

障害者支援施設、共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者。もしくは、居宅において単身である等の障害者で、一定の支援が必要な者。

●障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《対象者》

夜間において、介護等が必要な次のいずれかの者。

- ①生活介護利用者のうち障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）
- ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難である者

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700027	障害者支援施設みずなぎ学園	丸田小字天神340番地	82-9510（82-9511）
2612700043	障害者支援施設こひつじの苑舞鶴	安岡小字中山1076番地の2	62-6005（62-5978）

●自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

《対象者》

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700050	舞鶴市身体障害者福祉センター	余部下1183番地の9	63-3008（62-9546）

●自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力などの向上のために必要な訓練を行います。

《対象者》

地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者。

●就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《対象者》

企業等への就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得、もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障害者。

●就労定着支援

福祉施設から一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題等に対応するための支援を行います。

《対象者》

福祉施設から、企業等へ就労した者で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した障害者。

●就労選択支援

就労を希望する人または就労の継続を希望する人に、短期間の活動を通じて、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。

《対象者》

就労移行支援または就労継続支援の利用を希望する障害者、現在就労移行支援または就労継続支援を利用している障害者。

●就労継続支援（A型）

企業などに就労することが困難な障害者のなかでも、適切な支援により雇用契約に基づき就労する者について、生産活動、その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のため、必要な訓練、その他の支援を行います。

《対象者》

企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。

例えば・・・

- ・就労移行支援事業を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった者
- ・企業などを離職した者など就労経験があるもので、現に雇用関係がない者

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700225	ワークショップほのぼの屋	大波下小字滝ヶ浦202-56	66-7710（64-0002）
2612700258	ファクトリーミズキ	鹿原209番地の3	63-5030（63-5094）
2612700472	ナイン舞鶴	下福井391-1	78-1007（78-1006）
2612700522	あまて	朝代1番地1	60-8499（60-4982）

●就労継続支援（B型）

企業などに就労することが困難な障害者に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のため、必要な訓練、その他の支援を行います。

《対象者》

就労移行支援事業などを利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった障害者や一定年齢に達している者で、企業に雇用されることが困難となった者などで、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者。

例えば・・・

- ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で企業に雇用されることが困難となった者
- ・就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者
- ・上記に該当しない者で、50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者

《舞鶴市内の指定事業所》

事業所番号	事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
2612700050	就労支援「ぼーればーれ」	余部下1183番地の9	63-3008（62-9546）
2612700159	まいづる作業所	平小字前田409番地2	68-0600（68-0598）
2612700225	ワークショップほのぼの屋	大波下小字滝ヶ浦202-56	66-7710（64-0002）
2612700258	みずなぎ鹿原学園	鹿原209番地の3	63-5030（63-5094）
2612700266	みずなぎ高野学園	野村寺200の2	75-8800（75-8850）
2612700274	みずなぎ丸田学園	丸田小字天神375-1	82-9500（82-9501）
2612700357	ウェルポート 虹	引土60番1	75-5511（75-5515）
2612700365	みのりvillage	上福井1823	60-2083（60-1991）
2612700415	ほっこりステーション	小倉300番地71	77-8110（77-8108）
2612700449	ワークショップBONO	浜1546-8	65-3388（65-2204）
2612700563	空愛	引土257-7	050-8888-3028 （050-8888-3046）

●計画相談支援

障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	字余部下1167番地 （中総合会館3階）	64-3911（64-3912）
舞鶴市障害者生活支援センター	余部下1183番地の9	65-4100（62-9546）
障害者地域生活支援センター ほのぼの屋	大字大波下小字滝ヶ浦202番 地56	66-7707（64-0002）
地域生活支援センターみずなぎ	字鹿原772番地の1	64-3766（64-3658）
ケア・オフィス 夢咲	字引土小字河原田470番 他	78-3131（78-2233）
生活支援センターここ	小倉300番地71 （ほっこりステーション内）	77-6255（77-8108）

●相談支援

障害者や家族の困りごとや不安など様々なことについて相談を受け付けます。

事業所名	所在地	電話番号（FAX番号）
舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	字余部下1167番地 （中総合会館3階）	64-3911（64-3912）
舞鶴市障害者生活支援センター	余部下1183番地の9	65-4100（62-9546）
障害者地域生活支援センター ほのぼの屋	大字大波下小字滝ヶ浦202番 地56	66-7707（64-0002）
地域生活支援センターみずなぎ	字鹿原772番地の1	64-3766（64-3658）

●地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

●地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

●障害福祉サービスの利用者負担額

サービスを利用されると、サービス費用の1割の負担がかかります。

障害者福祉サービスの低率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
一 般 1	市町村民税課税世帯 (市町村民税課税世帯で所得割16万円未満)	9,300円
一 般 2	上記 以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、福祉部分負担相当額とその他生活費を合算した額が手元に残るように減免されます。

●食費等実費負担の減免

20歳以上の入所者の場合、入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、54,000円を限度として施設ごとに額が設定されますが、食費・光熱水費の実費負担をしても、自己負担相当額とその他生活費を合算した額が手元に残るように補足給付されます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額についても、超える額の30%は収入として認定しません。

例) 入所施設利用者(障害基礎年金1級受給者(年金月額81,020円、事業費350,000円の場合)
障害基礎年金収入である81,020円から、食費、高熱水費の46,587円を支出しても、手元にその他生活費の28,000円と自己負担相当額の7,920円の合算額が手元に残るように、11,413円が補足給付されます。

通所施設を利用している場合は、低所得者やグループホーム利用者を含む所得割16万円未満の方を含む一般1の方の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額の約3分の1の負担となります。なお、食材料費は、利用する施設ごとに額が設定されます。

●グループホームの減免

グループホーム・ケアホームの利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯が対象です。

福祉サービスの利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するには、事前の申請などの手続きが必要です。サービスの利用を希望される場合は、市役所や、相談支援事業所に、ご相談ください。

- ①相談 困りごとがあるとき、福祉サービスを利用したいと思ったときは、市役所か相談支援事業所に相談します。



- ②申請 市役所で、サービスや計画相談の利用の申請をします。



- ③調査 認定調査員と面談をします。できることや困りごと、身体・心のこと、ご家族のことなどを覗きます。市から医師に意見書の記載を依頼することもあります。



- ④審査・判定 調査の結果と医師の意見書をもとに、市で審査会を開いて、どのくらいサービスが必要な状態かが決められます。



- ⑤計画案の作成 利用希望者と相談支援事業所が契約を結びます。普段の様子や困りごと、希望を聞き取り、利用計画案を作成します。



- ⑥決定・通知 利用計画案が市役所に提出されると、市役所はサービス量や利用料を決定し、ご自宅に決定通知と受給者証を送ります。



- ⑦事業者と契約 サービスを利用する事業者を選んで契約を結びます。



- ⑧サービスの利用開始 届いた受給者証を事業者に提示して、サービスの利用が始まります。利用料の支払いが必要な場合があります。

家族の急な不在、短時間の留守をサポート ～日中一時支援事業～

■対象 家庭で介護や見守りをする人が病気や仕事などにより、一時的に不在になり、支援が必要となった障害のある方

■内容 通所施設の利用時間帯の前後や、休日の日中に一時的な預かり

■利用の流れ

- ①利用したい事業所と相談する。
 - ②市役所に利用申請書を提出する。
 - ③市から利用決定通知書が届いたら、利用する事業所と日程などを相談する。
- ※利用の際は、事業所に利用決定通知を提示してください。

■利用料

世帯の課税状況によって、利用料が異なります。
(この場合の世帯は、障害者本人と配偶者)

①市民税課税世帯の場合

利用1回あたり

4時間以下-----100円

4時間超え～8時間以下----200円

8時間超え-----300円

②市民税非課税世帯や生活保護世帯の場合---無料

■日中一時支援を実施する事業所と利用できる時間帯

事業所名	運営団体	サービス利用 の時間帯	所在地 (電話番号)
みずなぎ鹿原学園	(社会福祉法人) みずなぎ学園	8:00～開所時間、 閉所時間～18:00	字鹿原209番地の3 (63-5030)
みずなぎ高野学園			野村寺200の2 (75-8800)
みずなぎ丸田学園			字丸田375-1 (82-9500)
障害者支援施設 みずなぎ学園		8:00～17:00 (主に休日)	字丸田340番地 (82-9510)
まいづる作業所	(社会福祉法人) まいづる福祉会	9:00～開所時間、 閉所時間～17:00	字平409番2 (68-0600)

みのりVillage	(有限会社) サンキ	9:00～17:45	字上福井1823 (60-2083)
ほっこり ステーション	(一般社団法人) ほっこり	8:30～開所時間、 閉所時間～17:30	字小倉300番地71 (77-8110)
もくよう海	(一般社団法人) もくもく	15:30～17:30 ※土日無	字福来880-1 (75-3535)

注1) サービス利用の時間帯は、概ねの時間です。曜日や事業所の状況によって、利用できる時間帯が異なる場合があります。

注2) 事業所の状況により、希望の日時に利用できないことがあります。事前に事業所に確認してください。